

こちら

ゴト一司法書士 事務所

どうなる!?

遺産相続

STORY

アラフィフA子さん ある日の観察
「本人確認」

新連載エッセイ

舞台裏の瞑想
松村 武
「縄」

私のお気に入り

「詩吟」は私のライフワーク

トーキョー
てくてく散歩
「九段下」



こちら

ゴト一司法書士 事務所

どうなる!?

遺産相続

司法書士・後藤陽介34歳。

半年前に父が急逝。母親が一人になったので、一人っ子の陽介は実家に戻り、自宅を改装して司法書士事務所を開いていた。

実は父親の父親、つまり陽介の祖父は昔、この町で司法書士をしていた。陽介が生まれる前に祖父は亡くなり、祖父亡き後、事務所も畳んでしまったので陽介は何も覚えていない。でも、母によると祖父は心強い存在として町の人から頼られていたそうだ。

今は、都心の司法書士事務所勤務のころと違って通勤は楽にはなったが、自分一人で要領よく仕事を進めなくてはならず、その時間配分などに陽介は手間取っていた。

事務所開設以降、店を株式会社にしたとか、借金返済問題とか、悪質商法に引っ掛かったとか、アパートの敷金関連やご近所同士のトラブル、離婚問題などなど、さまざまな依頼や相談ごとを町の人から受けていた。

今日も陽介は愛車(自転車)で朝からお客さん周り。一つは、お父さんが亡くなり、後継ぎがないので会社を清算したいという相談、もう一つは、土地の権利証を失くしたという相談だった。

子どものころから知っている人も多いので、ついつい長話になったりもする。

特に、年配の方の話に付き合うことが多いが、それも自分の役目だと思っていた。

ひと段落したので、陽介は大好きなスポットでいつものようにゴロツリフレッシュタイム。「ああ!!! もう3時半かあ」と背伸びをした。

…とそこへ、電話が。

棟石理実=Text 小島アツシ=Photograph
協力：青年劇場





登場人物相関図



参考：『司法書士アクセスブック よくわかる相続』日本司法書士会連合会

その電話は、金子一太郎が
心臓発作で急に亡くなったという
妻幸子からのものだった



一太郎の家と陽介の家が
近所だったため、子どものころから
陽介は一太郎をよく知っていた



昔、うちの親父が
君のおじいさんには随分
世話になったみたいで…

あの一太郎さんが
亡くなった?
ついで先日も見掛けたのに
今度何かあったら
陽介君に相談するよ
女房にも言っておく

今日は葬儀の日――



あの、
か、か、勝太郎さんが…



兄貴が
死んだんだって?

たった一人の血を分けた
弟としては、葬儀に来ない
わけに行かないだろう

よう
皆さん久しぶり

ドサツ



弟さん…
この人が!?

人一倍優しい一太郎は縁談に恵まれず
ようやく49歳で結婚
勝太郎は父の源太郎が亡くなって
遺産を相続してからは
仕事もしていなかった



毎日遊び歩いていた
んだけど
ある日突然家を出て
それっきりだったの

ところで兄さんの遺言書はあるのか？ こんな時だからこそ遺産のことはきちんとしなくちゃな

ニヤリ

俺にも権利があるわけだしなあ、姉さん

勝太郎さんに権利……？

どうなる!? 遺産相続

遺言書の種類

遺言書に書く内容は基本的に自由ですが、「相続人と相続の割合」「法定相続人以外で相続をさせた人」「法定相続分と異なる割合で相続させる場合」「廃除する相続人、あるいは相続人廃除の取り消し」「認知」など、自分の意思を明記します。遺言書が複数ある場合、一番新しい日付の物が有効です。また遺言書には3種類あります。

【遺言書】ゆいげんしょ・いごんしょ

遺言書は、死後における財産などについて自分の意思を書き残すもので、残されたご家族の無用な争いを避ける手助けになります。遺言書は15歳以上であれば残すことができ、未成年でも親の同意は不要です。司法書士は遺言書作成のお手伝いをし、遺言執行者に指名されることもあります。

●自筆遺言

自筆の遺言書で、「署名・日付・押印（できれば実印）」が必要です。遺言書の存在を第三者に明らかにしなければ未発見の場合もあり、逆に明らかにすることで偽造、変造、滅失、隠ぺいなどの可能性も……。内容に不備があれば無効になる場合があります。家庭裁判所の検認手続き後に開封。

●秘密遺言

遺言書（自筆あるいは自筆でなくてもよい）に遺言者による署名と押印が必要で、封筒に入れて封印し、公証人と証人に提出します。封印しているため秘密は守られ、費用も安く済みます。家庭裁判所の検認手続きの後に開封。

●公正証書遺言

証人2人以上が立ち会い、公証人が遺言者の意思を確認して作成します。公証人への費用は発生しますが、偽造・変造などの心配や未発見の心配はなく、証拠力が高いものです。家庭裁判所の検認手続きは不要。

【解説】

◎検認

検認とは、公正証書遺言以外の遺言書の形式態様など調査し、遺言書の現状を確保し、後日遺言書の偽造などを防ぐための手続きで、家庭裁判所で行います。検認を受けないと登記手続きができず、過料に処されます。

◎遺言執行者

遺言書の内容の通りに執行する人で、遺言書で指定される場合と、相続人が家庭裁判所に申し立て選任される場合があります。必ずしも必要ではありませんが、相続人全員の意見が一致しない、あるいは協力が得られない場合があるので、遺言執行者は立てるほうが望ましいでしょう。未成年者、破産者は遺言執行者にはなれません。



幸子さん!

クラッ

バタッ



え!

主人の遺産
勝太郎さんにも
権利があるんですか!?



わ

私は司法書士の
後藤陽介と言います

最近この町で
事務所を
開きました



ん?

おいおい
その兄ちゃんよ
見掛けない顔だな?



連れ子...?

10年前、陽介が実家を出た後に
一太郎さんは赤ちゃんのいる幸子さんと
結婚した。だから陽介は
匠君が連れ子だとは思わなかったのだ



司法書士?
だったら話が早い

匠は姉さんの
連れ子なんでね

フッ



まやが、

養子縁組
してない!?



俺、昔っから案外兄貴とは
仲が良くってさ、小遣いも
よくもらったなあ

連れ子の
養子縁組のことも
本人が成人してから
って結婚前に聞いてたんだよ

ニヤリ

相続の順位

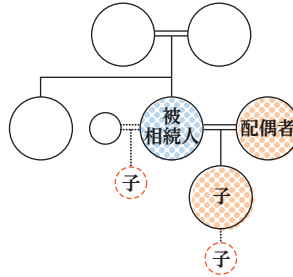
故人(被相続人)の遺言書がない場合は、「法定相続人」が相続人となり、相続の順位が決められています。法定相続人は、「配偶者」「子や孫(直系卑属)」「父母や祖父母(直系尊属)」「兄弟姉妹」。配偶者は常に相続人の権利を持ち、婚姻中であれば別居中でも相続権があり、内縁関係の場合は相続人にはなれません。

【相続】そのごく

相続とは、故人(被相続人)の財産を相続人が受け継ぐことです。相続の対象は、土地、建物、現金、預貯金、株式、家財道具、自動車、貸付金の債権、損害賠償請求権などのプラスのものばかりでなく、借金、債務、損害賠償金といったマイナスのものも含まれます。

相続とは、故人(被相続人)の財産を相続人が受け継ぐことです。

●法定相続の主な場合



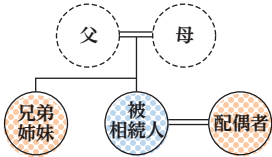
- 相続分は、配偶者2分の1、子ども2分の1。子どもが複数人の場合、2分の1を等分。
- 配偶者がいなければ(死亡・離婚)、子どもがすべて相続。
- 子どもが死亡の場合、その子ども(孫)が2分の1。
- 被相続人に認知の子、あるいは前妻の子がいれば、「子ども」として等分の相続。

●相続の方法

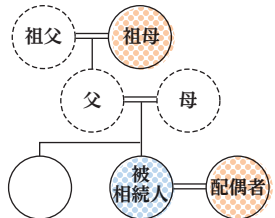
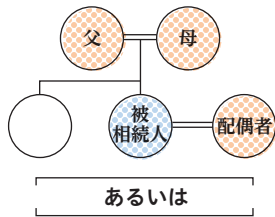
- 単純承認
被相続人のプラスの財産もマイナスの財産もすべて相続します。各相続人が単独で承認できます。
- 限定承認
被相続人の財産のうち、マイナスの財産がプラスの財産より多い場合、プラスの財産の範囲内で支払・返済をします。ただし、相続人全員の承認が必要であり、相続開始を知った時から「3カ月以内」に家庭裁判所に「届け出」をしなければ、単純承認となります。

○相続放棄
相続人の一切の財産を相続しないことです。各相続人が単独で放棄をできますが、相続開始を知った時から「3カ月以内」に家庭裁判所に「届け出」をしないと単純承認となります。

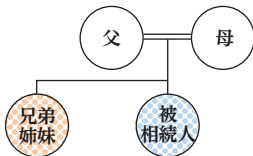
※ ○は死亡



- 被相続人に子どもがなく、直系尊属も死亡している場合、相続分は配偶者4分の3、兄弟姉妹が4分の1。兄弟姉妹が複数いる場合は、4分の1を等分。
- 被相続人よりも先に兄弟姉妹が死亡の場合、兄弟姉妹の子ども(被相続人の甥姪)が相続。甥姪の子どもには権利はない。



- 被相続人に子どもがない場合、相続分は配偶者3分の2、父母あるいは祖父母(直系尊属)が3分の1。
- 被相続人に配偶者も子どももない場合は、直系尊属がすべて相続。



- 被相続人に配偶者もなく、直系卑属が死亡している場合、兄弟姉妹がすべて相続。
- 被相続人よりも先に兄弟姉妹が死亡の場合、兄弟姉妹の子どもが相続。

【解説】

◎遺留分

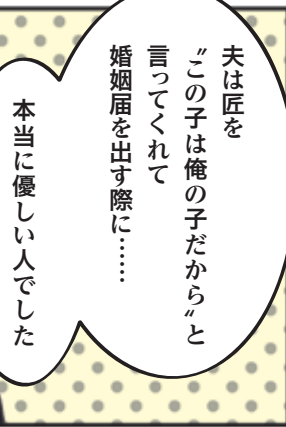
遺言書や生前贈与で自分の相続分が少なくなり納得できない場合、民法で保障されている相続分。遺留分があるのは、配偶者、子、直系尊属のみ。ただし「遺留分減殺請求」をする必要があり、遺留分の侵害を知った日から1年、あるいは相続開始後から10年経過すると時効になります。

◎寄与分

相続人の中で、「被相続人の生前における財産の増加、あるいは維持に協力をした」、または「被相続人の看病をした」など、特別に貢献をした人の法定相続分以上の相続分です。寄与分は遺産相続人による協議で決定。もめた場合は家庭裁判所に寄与分の決定を申し立てます。

◎遺産分割協議

遺言書がない場合、あるいは遺言書に記載のない財産について、相続人全員参加のもと遺産分割協議を行います。全員が合意すれば遺産分割協議書を作成します。書式は自由ですが、司法書士など専門家のお手伝いがあれば安心です。



後日…

びーひょろろ…

金子さんの相続登記も
無事に終わったし
幸子さんと匠君も
元気になったみたいだし

ふう



司法書士・後藤陽介 34 歳。
みんなが安心して暮らせるように、
今日も自転車で町中を走る！

完

はい、後藤です！
ああ、成年後見ですね
今すぐ行きます！

ブルブル…



どうなる!? 遺産相続

相続登記 の放置はNG

相続登記には、①被相続人の戸籍謄本と住民票(除票)、②固定資産評価証明書、③相続人の戸籍謄本と住民票、④遺産分割協議書(法定相続の場合は不要)、⑤遺産分割協議書を添付する場合、印鑑証明書、が必要です。相続登記を放置している間に相続人が亡くなる可能性もあり、そうなる新たな相続関係が発生して手続きも複雑になります。相続登記は速やかに行いましょう。

「相続登記と司法書士」そぞくとうきとしほし
しよし 不動産の相続登記は、公法上の義務ではありませんが、登記をすることで「第三者に対して所有権を主張」できます。所有権移転登記を放置しておく、「不動産を売買する」「抵当権を抹消する」「融資を受ける」といった場合、契約前に司法書士などから登記することを求められます。不動産のトラブル回避のためにも登記は必要です。相続登記は、司法書士の仕事です。

司法書士は市民の「困った」を「安心」へ

司法書士は市民の皆さんの人生のいろいろな場面での「困りごと」を解決するお手伝いをしています。特に登記に関して、司法書士はスペシャリストです。

- 不動産に関するさまざまな登記手続きの代理をします。
所有権移転登記/所有権保存登記/抵当権設定登記/抵当権抹消登記/登記名義人表示変更(住所・氏名変更など)登記など
- 会社・法人に関するさまざまな登記手続きの代理をします。
設立登記/役員変更/商号や目的変更・本店移転の登記/増資の登記/解散・清算終了の登記など
- 簡裁訴訟代理等関係業務にもさまざまなお手伝いをしています。
民事訴訟手続(少額訴訟手続を含む)/民事調停手続/即決和解手続/支払督促手続/証拠保全手続/民事保全手続/少額訴訟債権執行手続/和解交渉など
- 裁判所へ提出する書類の作成
- 成年後見業務
- 供託手続についての代理
- その他
(遺言書作成のお手伝いや遺言執行者になる裁判所や検察庁に提出する書類の作成/帰化申請書のような国籍に関する書類の作成)など
- 債務整理に関する業務

お困りごとがあれば、司法書士に一度ご相談ください。まずは無料法律相談どうぞ(裏表紙参照)。

※養子縁組の相続については、「REPORT」(10p)で解説します。

養子縁組と相続について

今回の特集は、ある一家の相続問題を取り上げました。被相続人の弟から「亡くなった兄(被相続人)は子どものいる女性と結婚し、その子を養子縁組していなかったはずだ」と指摘されたことが問題の発端でした。ここでもう少し詳しく解説してみたいと思います。

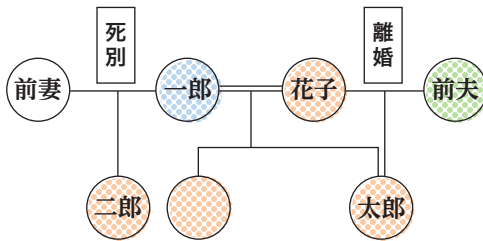
棟石理実=Text

ご存知のとおり、婚姻届を提出すると、夫婦は同じ戸籍に記載されます。では、子連れの方が再婚する場合はどうでしょうか。

例えば、太郎君というお子さんがいる花子さんが一郎さんと結婚するケース。

花子さんと一郎さんは婚姻届を出せば、「夫婦」として戸籍に記載されます。しかし、太郎君が一郎さんの子として自動的に戸籍に載ることはありません。この段階では、たとえ花子さんに親権があったとしても、太郎君は前の配偶者の戸籍に「長男」として明記されただけです。

この状態で、万が一、一郎さんが亡くなっても太郎君には相続の権利はありません。花子さんと一郎さんの合意のもと、一郎さんと太郎君が「養子縁組」の届け出をして初めて「法的に親子」となり、太郎君にも相続権が生じる

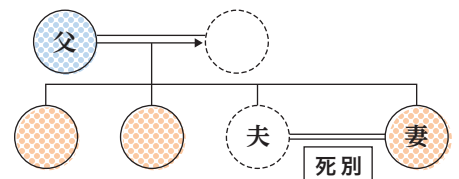


二郎
⇒一郎が前妻と死別をしていても、二郎には他の子どもたちと同じ割合で一郎の財産を相続する権利がある。

太郎
⇒養子縁組の届け出により法的に一郎と親子となり相続権を得る。
⇒一郎花子夫婦に子が誕生しても、その子と相続の割合は同じ。
⇒花子の前夫の遺産の相続権もある。

このように、お互いの合意のもとに行われる養子縁組を「普通養子縁組」と言います。これに対し、裁判によって認められた養子縁組を「特別養子縁組」と言います。

また、養子縁組後、花子さんと二郎さんの間に新たに子が誕生したとしても、その子と太郎君の相続の割合はまったく同じです。さらに、太郎君は養子縁組で一郎さんと法的親子となりましたが、実の父親と縁が切れたわけではなく、実の父親の財産を相続する権利も有しています。



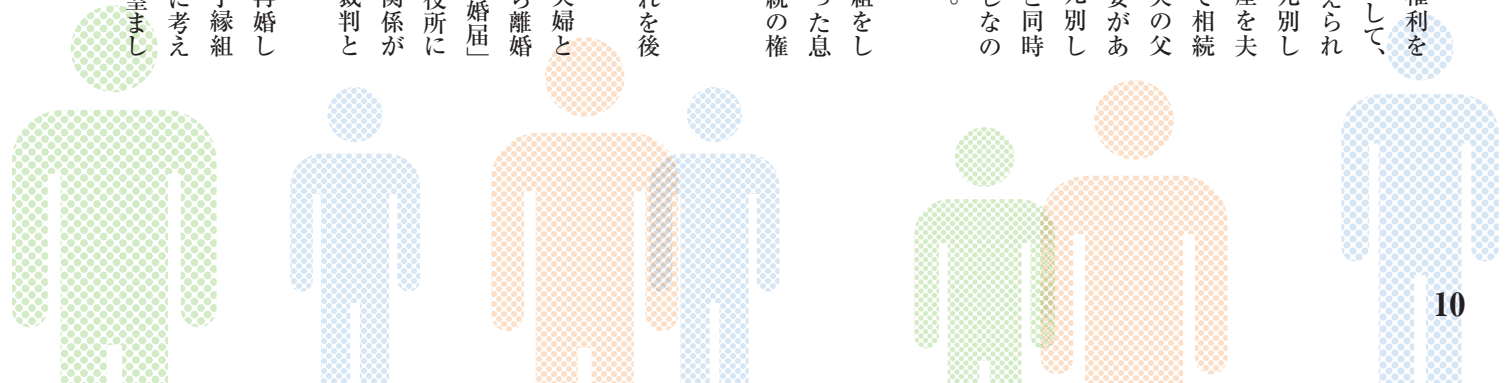
あるいは、相続の権利を有する養子縁組の例として、次のような場合も考えられます。夫と若くして死別した妻が、夫の父の遺産を夫の兄弟と同等の割合で相続するためには、妻は夫の父と養子縁組をする必要があります。この場合、死別した夫は配偶者であると同時に、法律上の父が同じなので兄弟ともいえる……。

ただこの場合、妻は夫の父と養子縁組をしなくても、その「父」が遺言書に亡くなった息子の妻への相続分を記載しておけば相続の権利があります。

さて、養子縁組をしてしまったら、それを後に解消できるかどうか。

これもできます。例えば、せっかく夫婦となった一郎さんと花子さんが、残念ながら離婚することになった場合、夫婦関係は「離婚届」で解消され、太郎君は「養子縁組」を役所に出すことで一郎さんとの法律上の親子関係が解消されます。もめた場合は、調停や裁判となります。

いずれにしても、子どもを持つ人が再婚した場合、配偶者になる人と子どもの養子縁組をすべきかどうか、子どもの将来を第一に考えて「夫婦合意のもと」結論を出すことが望ましいでしょう。



アラフィフA子さんある日の観察

本人確認

先日、銀行に行ったときのこと。普段はネット振り込みですが、金額が大きいので銀行の窓口を利用したら、「運転免許証をお持ちですか?」と言われてしまいました。

はて? ここは私の会社のメインバンクなんだから、私のことはよくご存知のはず、と内心思いましたが、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、金融機関では本人確認を必ず行うとのこと。良識ある大人として免許証をお見せし、無事取引完了。

司法書士も不動産売買や担保権設定等の登記や供託、訴訟手続など、必ず本人確認をすることが義務付けられていると、後日愛さんから聞きました。大切な土地や家を、別人が勝手に売り登記する……そんな犯罪を未然に防ぐためにも司法書士の役割は重要なのですね。

さて、本人確認書類にもなる免許証、72歳の叔父は免許更新のために高齢者講習を受ける義務があると嘆いていました。実技もあるそうです。70歳なんてまだ先だけど、ペーパードライバーの私はどうなるの?

30年以上運転してないので、実技なんてとんでもない。

「運転は不可」と備考欄に書かれるのかしら……? 運転を

自らしないのと、してはいけない

いとは大違い。管轄機関に聞いてみました。

「長く運転していない場合は、実技の前に申し出てください」「運転する資格を剥奪されるのですか」「そんなことはありません。あくまでも講習です。75歳以上の方は、記憶力や判断力を検査する講習予備検査もしていただきます」

ふくむ、自分の能力を知り、注意喚起を促す講習なわけですね。

免許証は写真付きで、私であることの一冊の証明書。教習所講習を52時間(!)受けて、元手もかかっているので絶対に更新は忘れません。ちなみに自らの意思で運転免許取消の申請をした場合、運転経歴証明書を発行してもらえそうです(詳細は警視庁などのHPで)。



One Point!! 司法書士・愛さんの

犯罪による収益の移転防止に関する法律、すなわちゲートキーパー法は、犯罪による収益の移転(マネー・ロンダリングやテロ資金供与など)を防止するためのものです。司法書士は、皆さまの大切な権利・財産を守るために、本人であることの確認を厳格に行っています。

舞台裏の瞑想

松村 武



第1回 「縄」

“過去に縛られた人”というのはよくある表現だが、暇さえあれば「Mind」などをチェックしてしまう僕のような人種はさしずめ“現在に縛られた人”なのだろうか。子育てに周りが見えなくなるお父さんお母さんは“未来に縛られた人”と言えるかもしれない。そう考えると誰しも何かしら、時間という縄に縛られているのが普通であって、自分を縛るものがない“ありのままの自分”なんでものを歌い踊る人は珍しいのではないか。あるいはそんな人はいないかも。いろんな方向から縛られている、その縄の交差や振り具合が人生の色彩だとするなら、縄目の見えない裸の人間なんて、よしんばいたとしてもどう接していいのやら。時間に縛られない人間というのは死に縛られない人間だろうか。それは限りなく幽霊に近い。いずれ死ななくてはならないということ、どうあれ今は生き続けなければならないということ。僕らはこの二つの時間的な問題の狭間で焦り、悩む。いろんな方向から体に巻き付く縄をあっちへ引っ張ったりこっちへ捻^{ひね}ったりしながら、何とか楽な落ち着きどころを探している。しかし不思議なことに根本的にその縄を解こうとはあまり考えない。幽霊にはなりたくないから。

その“縄”で様々な芸術的文様を土器に刻み、現在から見てもかなり高度な哲学文化を持っている我々の先祖縄文人は、死を時間の終わりとは考えず、生を時間の始まりだと考えなかった。すな

わちそこに限りある人生はない。彼らが考えた時間や人生は、少なくとも僕らが考えるような直線的な認識ではない。円だ。それは死と再生の永遠の循環。人が死ぬのは一時去ることで、彼は何らかの形でまた還ってくる。命とは限定的なものではなくて無限。そしてそれがゆえにこの世に一つである。この大地の大きな一つの生命と同一である。縄文人はこの一つの生命を母と考えた。これが今で言う神に近い。原始的と見下す考え方はない。毎日ひたすら、太陽が昇っては沈み、月が欠けては満ちる姿を見続けた彼らが自然に至った命のイメージである……ごく自然に。

ひよつとすると僕は気づかぬままにいろんなことをひどく不自然に捉えているのかもしれない。それが縛りというものの正体なのかもしれない。そう考えると幽霊になるというのも悪くない。時間の縄から遊離して風の赴くままに浮遊してみよう。なんて言ってしまうことではないのだけれど。

まつむら たけし

1970年奈良県生まれ。早稲田大学在学中の1990年、学内の演劇サークル「演劇倶楽部」を母体に、八嶋智人らと5人で劇団「カムカムミニキーナ」を旗揚げした。劇団主宰として全作品の作・演出を担当、外部作品での作・演出も多く、ミュージカルから時代劇まで幅広く手掛ける。自らの劇団公演のみならず、俳優としても他劇団の公演、TVドラマ、映画にも出演するなど、八面六臂の活躍中。

皆さんもよくご存知の「国破山河在、城春草木深……」などの漢詩や、百人一首などの和歌、俳句・詩歌に独特の節をつけて詩情を朗々と歌う詩吟。日本の伝統芸能の一つです。

物心ついたところから、私にとって詩吟は身近なものでした。詩吟と剣道が趣味だった父は、私が小学生になると詩吟を習わせました。

詩吟には流派が多数あって父は3回流派を変えたのですが、その都度当然のように私も一緒に方向転換。現在も続けている「錦城流」に入ったのは大学生のときで、本格的に学ぼうと思ったのはここからです。九州の大学を卒業して東京の会社に就職した後も習い続け、結婚後も子どもができてからも、お稽古は欠かしませんでした。

それほど詩吟が魅力的なものだからです。まず、おなかから声を出すので健康にとても良いということ。実際、私はお産以外に病気で休んだことがありません。だから、この点に関してはすごく説得力があると思っています(笑)。

また、「この詩を吟じることができた」とい



「一の谷の戦いは義経の鶴越(ひよどりごえ)の奇襲でも有名な源平の合戦の一つで、平氏を敗走へと追い込みました。笛の名手でありわが子と同年齢の平敦盛を倒した源氏の兵・熊谷直実は、後悔にも似た思いにひしがれます。名誉を重んじる時代の戦の悲劇。戦いを終えた夜、悲しい笛の音がどこからともなく聞こえてくる、という情景にぞくぞくします。深い悲しみが表現できます」と中野先生が特にお気に入りの詩。この詩を吟じ大田区吟連コンクールで優勝されたそうです。



「詩吟」は私のライフワーク



中野三保子 さん (大田支部)

ある主婦の司法試験受験記に啓発され、上の子二人が小学生、三番目の子が1歳半のときに司法書士の勉強を始めて4年半後に合格。2年半ほど他の司法書士事務所でも修行して、平成5年に事務所を開設しました。当初は登記が中心、今は成年後見業務が増えてきて、さまざまな障がいをお持ちの方たちの力になれるのが喜びです。人と心のつながりを大切にして、仕事を続けたいと思っています。

う達成感があります。基本である発声練習を毎日続けて、良い声、音程、間、読み、テンポが相まったとき、詩の心が聞く人に届き、心震わせることができる……大変感動的です。

私は、そんな詩吟の良さを伝えたくて、30年程前に自分の教場を開きました。弟子は現在8人。芸の道は「ここで終わり」ということはないのですが、私自身も厳しい先生にまだ指導を受けていますが、私が教える場合は「詩吟は楽しく、亀の歩み」を信条に、褒める指導を心掛けています。優しくね(笑)。

詩吟のおかげで私は打たれ強くなり(厳しい指導の賜物!)、多くの舞台を経験して度胸が付きました。今では壇上から客席の人の顔まで見えるほど、落ち着いて吟じられます。これは仕事でも非常に役に立っています。発表会などで日本中の同好の士と交流できるのもうれしいですね。詩吟を介して、職業・地位に関係なくいろいろな方のお付き合いが広がったことは、得難い財産と思っています。詩吟に感謝です。

もはや趣味以上のライフワーク。もし、やめるとなったら、例えば結婚生活をやめる、というくらい相当な決意が必要じゃないかしら(笑)。今の目標は、去年、今年と忙しくてできなかった詩吟のコンクールに、来年は頑張って挑戦することです。

てくてくてく散歩

No.2
九段下



4 東京大神宮

千代田区富士見2-4-1
英訳付きの恋みくじ
「東京のお伊勢さま」と親しまれ、近年では縁結びのご利益がある神社としても知られています。境内にはいろいろなおみくじがあり、多くが良縁を願う「恋みくじ」。外国人の参拝者向けに英訳が書かれたおみくじもあります。お守りも豊富で、社務所の前は若い人たちにぎわっています。



3 築土神社

千代田区九段北1-14-21
勝守500円
武道の神様・平将門を祀り、日本武道館の氏神でもある神社。負けたくない「たたかい」には、勝守りがおすすです。境内には区指定有形民俗文化財の力石、狛犬があります。本殿前の狛犬は、安永9年(1780)奉納の区内最古のもの。神社は現在、大きなビルの中にあり、その組み合わせは実に壮観で千代田区の都市景観賞を受賞しています。



2 千鳥ヶ淵緑道

千代田区九段南2丁目から3番町先
お堀沿いに約700m続く遊歩道。緑が豊富で、春には約260本の桜が咲き誇る、散歩にぴったりの緑道です。緑道の間道にはボート乗り場もあり、千代田のさくらまつり期間中は、夜間営業を実施。桜の木々がライトアップされ、幻想的な雰囲気を楽しめますよ。



1 科学技術館

千代田区北の丸公園2-1
北の丸公園の中にある、参加体験型博物館。展示室のほかにも、実験ショーや3Dドームシアターなどがあるので、子どもから大人まで科学の不思議を楽しみながら学べます。館内にあるガチャガチャやミュージアムショップに立ち寄るだけでもおすすめのスポットです。

願掛けからサイエンスまで。
歴史と未来の九段下

「下」があるなら「上」もある?

地名は、市ヶ谷方面に延びる靖国通りの坂「九段坂」に由来。そもそもなぜ「九段」かという話は江戸時代にさかのぼります。

江戸城に勤務する役人のため、江戸幕府はこの辺りに屋敷を造ることにしました。しかし、坂の勾配がきつくと、石垣を九段も築かなければならなかったことから「九段坂」と呼ばれるようになったそうです。

その坂の下にできた駅だから「九段下」。ちなみに坂の上には、「九段上」というバスの停留所がありました。

いろいろな発祥の地巡りも

九段下の駅から飯田橋の駅に向かう通りは、目白通り。実はこの通り、いろいろな跡地、発祥地が多いんです。

通りを挟んだ両側には、13の標柱が建てられていて、そのうち5つが学校の跡地。東京女子医大、国学院大学、東京府立第四中学校(現・東京都立戸山高等学校の前身)、日本大学、東京農業大学など、校名を耳にしたことのある学校ゆかりの跡地が集まっています。

また、目白通りから一本道を入ると、神前結婚式発祥の神社「東京大神宮」が鎮座。縁結びのご利益があると、全国から参拝に訪れる人が多い有名な神社です。

九段下から飯田橋まで、ちょっと足を伸ばしてみてもいかがですか?

INFORMATION

●自死問題シンポジウム

「むきあう・ささえる・つながる
～依存症の問題から自死問題を考える～」

市民の方一人ひとりが、自死に至ることを防ぐゲートキーパーとなることができるように依存症の問題の実態を知り、どのような役割を果たすことができるのかを考えるためのシンポジウムです。

なお、詳細につきましては、東京司法書士会のホームページでお知らせいたします。
ぜひご参加ください。

- 日時：平成26年11月22日(土)
午後1時30分～午後4時50分
- 場所：明治大学中野キャンパス5Fホール
(東京都中野区中野 4-21-1、JR中央線・総武線、東京メトロ東西線中野駅北口徒歩約8分)
- 対象：どなたでもご参加いただけます。
- 参加費：無料
- 主催：東京司法書士会
- お問い合わせ先：東京司法書士会 事務局
事業・研修課 TEL03-3353-9191

「女性司法書士による子どもと女性のための無料相談会」

東京司法書士会では、女性の「男性が相手では話づらい悩みごと」や、「男性とは話をするのが苦手なので、女性に相談に乗ってほしい」というご要望にお応えするため、女性からのご相談に女性司法書士が対応する、女性のための無料相談会をご用意いたしました。

「約束した養育費を払ってもらえなくて生活が苦しいが、どうすればいいのかわからないのか」

「ネットオークションで購入したブランド品が偽物だったので、お金を返してほしい」

「職場でセクハラに遭って退職しましたが、泣き寝入りしたくありません」

「貴金属の押し売り被害に遭いました。取り返すことはできますか?」

などのお困りごとを、女性司法書士に相談してみませんか?

- 相談場所：東京司法書士会総合相談センター(四谷)裏面参照
- 相談日：毎週木曜日 午後5時～8時(年末・年始・祝日を除く。1回50分以内)

「第20回暮らしと事業のよろず相談会」

- 日時：平成26年10月25日(土)
午前10時30分～午後4時30分
(受付午後4時終了)
- 場所：新宿駅西口広場イベントコーナー
(新宿駅西口地下1階)
- 内容：街頭における無料法律相談 ※予約不要
- 主催：東京司法書士会・東京弁護士会・東京税理士会・東京都社会保険労務士会・東京土地家屋調査士会・(一社)東京都中小企業診断士協会・東京都行政書士会・日本弁理士会関東支部・日本公認会計士協会東京会・(公社)東京都不動産鑑定士協会・災害復興まちづくり支援機構
- 共催：災害復興まちづくり支援機構
- 後援：東京都・東京法務局・東京労働局・日本年金機構南関東ブロック本部・東京都中小企業団体中央会・社会福祉法人東京都社会福祉協議会・新宿区・渋谷区・東京商工会議所・日本司法支援センター東京地方事務所
※以上は昨年度の後援団体です。
- お問い合わせ先：東京司法書士会 事務局
事業・研修課 TEL03-3353-9191

NHKは

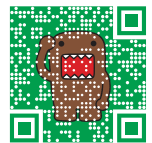
みなさまの受信料で
支えられています。



NHK受信料のお支払いは口座振替またはクレジットカード継続払をご利用ください。

パソコンから www.nhk.or.jp/jushinryo/
携帯から [メニュー](#) ▶ [TV](#) ▶ [NHK](#) ▶ [受信料の窓口](#)
フリーダイヤル **0120-151515** 午前9時～午後10時
土・日・祝日は午後8時まで

お客様がお使いの電話から上記のフリーダイヤルをご利用にならない場合は、**050-3786-5003**
(午前9時～午後9時 土・日・祝日は午後8時まで)をご利用ください。 *番号のおかけ間違いにご注意ください。



あなたとともに、赤十字。

日本赤十字社は、医療・血液・社会福祉事業等幅広い活動を展開しています。



日本赤十字社東京都支部に対して会費(社費)・寄付金のご協力をいただくと、特定寄付金や指定寄付金など、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくはパンフレット、ホームページをご覧ください。

+ 日本赤十字社東京都支部
TEL.03-5273-6741 <http://www.tokyo.jrc.or.jp>

皆様からいただく会費(社費)と寄付金が赤十字の活動を支えています。

ファーク 司法の窓

2014年9月30日発行 定価 100円
発行人 東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3
TEL.03-3353-9191

編集人 倉石 裕子
編集 森澤 篤/濱口 宏明

デザイン・制作 (株)アイデス・プランニング
印刷 あかつき印刷株式会社

編集後記

「こちらゴトー司法書士事務所」では、相続をテーマとしました。相続は身近なことなのに、複雑なところもあります。相続で困ったら司法書士へ!

H. H.

東京司法書士会 無料法律相談

あなたの人生の
いろいろな場面で
司法書士が力になります。

面談による法律相談

東京司法書士会総合相談センター(四谷) 法テラス指定相談場所

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

- ・ JR中央線四ツ谷駅 四ツ谷口 徒歩4分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分
- ・ 東京メトロ南北線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分

お問い合わせ

平日午前9時～正午、午後1時～5時 ※祝祭日を除く

03-3353-9205 (予約制)



相談日時
月～金 …………… 午後5時～8時
土 …………… 午後1時～4時

相談内容
当番司法書士相談／多重債務相談
／成年後見相談／訴訟に関する相談
／不動産登記相談／会社法務相談
／震災相談／女性司法書士による
子どもと女性のための相談(木のみ)

三多摩総合相談センター(立川)

法テラス指定相談場所

〒190-0012

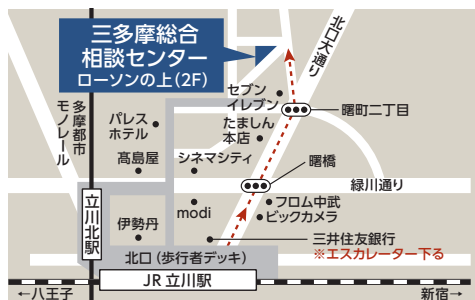
東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル202-A

- ・ JR中央線立川駅北口 徒歩6分
- ・ 多摩都市モノレール立川北駅 徒歩5分

お問い合わせ

平日午前9時～正午、午後1時～5時 ※祝祭日を除く

042-548-3933 (予約制)



相談日時
水 …………… 午後5時～8時
土 …………… 午後1時～4時

相談内容
訴訟に関する相談／不動産登記
相談／会社法務相談／多重債務
相談／震災相談
訴訟に関する相談／不動産登記
相談／会社法務相談／成年後見
相談／震災相談

当番司法書士による法律相談

東京司法書士会総合相談センター(四谷)

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

相談予約ダイヤル

平日午前9時～正午、午後1時～5時 ※祝祭日を除く

03-3353-9205

相談日時

月～金 …………… 午後5時～8時
土 …………… 午後1時～4時

電話による法律相談

司法書士ホットライン

月・火・水・木・金 午前10時～午後3時45分

03-3353-2700

水・木 午後5時～7時45分

042-540-0663

当番司法書士相談

クレジット・サラ金業者から訴えられた方
のための相談

多重債務相談

借金返済についての悩み、自己破産、
ヤミ金融被害など

成年後見相談

高齢者・障がい者の支援、相続、遺言など

訴訟に関する相談

敷金返還、悪質商法への対処、借地
借家問題、少額訴訟、家事事件など

不動産登記相談

土地建物の売買・相続・贈与による移
転、抵当権・質借権の設定・抹消など

会社法務相談

商業登記、事業承継・企業再編など



東京 総合相談センター

検索

詳しくは、こちらのホームページをご覧ください。 <http://www.shihoshoshi-soudancenter.jp/>



東京司法書士会調停センター“すてつき”では

話し合いによる紛争解決のお手伝いをします。

友人とお金の貸し借りや、ご近所との騒音問題など、日常生活に起こる、ちょっとした「トラブル」。「いきなり裁判ざたには、したくないし・・・、かといって、このままにもしておけない・・・」、「泣き寝入りもイヤだし・・・」。そんな時には、私たち調停センター“すてつき”をご利用ください。話し合いを通じて、お互いが納得できる形での紛争解決へのお手伝いを司法書士がいたします。お気軽に当センターまでお問い合わせください。

TEL: 03-3353-8844 平日午前9時～正午、午後1時～5時(祝祭日を除く)
(但し、調停は土曜、日曜、祝祭日を含む午前9時から午後8時まで可能)

法的トラブルで
悩んでいませんか?